

※詳しくは☎にお問い合わせください。

## 荒尾市任期付職員採用試験（保健師）を実施します

☎総務課人事給与係  
☎ 63-1204



荒尾市で、あなたの保健師としての能力や経験を生かして、働いてみませんか。

- 試験日 平成 28 年 1 月 9 日(土)
- 試験会場 市役所
- 試験内容 専門試験（筆記試験）、面接による口述試験
- 受付期間 12 月 1 日(火)～ 18 日(金)  
※郵送の場合、18 日(金)の消印有効。
- 受付時間 土・日曜を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- 試験案内・採用試験申込書の入手方法  
①直接取りに行く場合  
総務課（市役所 2 階）・総合案内（市役所 1 階）  
②インターネットで出力する場合  
市ホームページにアクセスして、試験案内と申込書(pdf 形式) をダウンロードしてください。
- 受験申込方法 申込書に必要事項を記入し、総務課人事給与係まで持参するか郵送してください。  
※郵送での申込方法など、詳しくは市ホームページの試験案内をご確認ください。

### ●募集要項

保健師	
採用人数	3 人ほど
職務の概要	・母子保健全般（乳幼児の予防接種・健康診断、妊婦健診、母親学級、歯科保健など） ・健康増進業務（家庭訪問、健康相談、健診・検診、健康教育、地区組織の育成など）
任用期間	平成 28 年 2 月 1 日～ 3 月 31 日（2 カ月間） ※ 4 月 1 日～更新の予定あり。
勤務条件	任期が定められていること以外、給与・勤務時間・服務などについて正規職員と同様に地方公務員法などの規定が適用されます。
賃金	月額 185,800 円～ 257,600 円
諸手当	支給要件に該当する人には、通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当などが支給されます。
福利厚生	熊本県市町村職員共済組合の組合員になります。

## 国民健康保険の一部負担金減免制度

☎健康生活課国保年金係  
☎ 63-1327

国民健康保険の一部負担金減免制度とは災害などの特別な理由により、生活が一時的に苦しくなり、医療費の支払いが難しくなった国民健康保険加入者を支援する制度です。

- 対象 次の①～④のどれかに当てはまり、医療費の一部負担金の支払いが困難な場合、基準に沿って一部負担金の減額・免除や徴収猶予を一定期間に限り、受けられます。
- ①震災・風水害・火災などの災害により、死亡するか障がい者になったとき
- ②干ばつ・冷害・凍霜害などによる農作物の不作・不漁などにより、収入が著しく減少したとき
- ③事業または業務の休廃止や失業などにより、収入が著しく減少したとき
- ④①～③に類することが起こったとき

### ●一部負担金の減免と徴収猶予基準

種別	基準
免除	実収入月額 <sup>※1</sup> が基準生活費 <sup>※2</sup> の 1.1 倍以下で、預貯金額が基準生活費の 3 カ月未満
7 割減額	実収入月額が基準生活費の 1.1 ～ 1.15 倍で、預貯金額が基準生活費の 3 カ月未満
4 割減額	実収入月額が基準生活費の 1.15 ～ 1.2 倍で、預貯金額が基準生活費の 3 ヶ月未満
徴収猶予	実収入月額が基準生活費の 1.2 ～ 1.3 倍で、当該一部負担金を 6 カ月以内に納付できる見込みがあり、特に必要と認められた世帯

※ 1：生活保護法による保護の要否判定に用いられる収入認定額  
※ 2：生活保護法による保護基準に規定する基準生活費

療養の給付を受ける前に申請が必要です。減額・免除期間は 3 カ月以内、徴収猶予期間は 6 ヶ月以内です。

## 生活の心配ごとは 民生委員・児童委員へご相談ください

☎福祉課総務係  
☎ 63-1406

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、お年寄りの安否確認、障がい者と子どもの見守りや声掛けなどを行っています。また、思いやりの心を育めるよう、あいさつ運動を展開中です。在宅医療や老老介護の悩み、妊婦や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとの相談を受けています。相談内容に応じて、必要な支援が受けられるように「地域と専門機関のつなぎ役」として活動しています。何か困ったことがあれば、ご相談ください。



私たちは誰もが安心して暮らせるまちづくりのお手伝いをしています。皆さんには地域のつながりを大切にいただき、よりよい隣人関係を築いてほしいですね。いつでもお気軽にご相談ください。一緒に頑張ってくれる仲間も募集中です。

## 高額医療・高額介護合算療養費の申請が始まります

☎健康生活課国保年金係 ☎ 63-1327  
☎健康生活課高齢者医療係 ☎ 63-1420  
☎高齢者支援課介護保険係 ☎ 63-1418

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額（年単位）を超えた金額が支給される制度です。

- 計算される期間 8 月～翌年 7 月の 12 カ月間
- 支給対象となる世帯 医療保険と介護保険のどちらにも自己負担額があり、世帯の限度額を超えた金額が 500 円より大きくなる世帯  
※期間内に亡くなった人の代理申請もできます。
- 合算される医療保険 介護保険を利用した人と同じ医療保険  
※異なる医療保険の場合は合算されません。
- 計算されない自己負担の経費  
①入院・入所時の食費・部屋代・日常生活品費  
②介護保険での福祉用具購入費・住宅改修費  
③要介護状態区分別の支給限度額を超えて介護サービスを利用したときの自己負担額  
④ 70 歳未満の人の医療費のうち、入院・外来・調剤、それぞれ月額で 21,000 円未満の自己負担額
- 申請窓口 介護保険を利用した人が 7 月 31 日に加入している医療保険の窓口

### ●申請の窓口

加入している医療保険	申請に関すること
国民健康保険 ☎健康生活課 国保年金係 ☎ 63-1327	対象世帯には申請書を送りますので、内容に従って申請してください。
後期高齢者医療 ☎健康生活課 高齢者医療係 ☎ 63-1420	
その他の医療保険	各医療保険窓口での申請には「介護保険自己負担額証明書」を添える必要があります。介護保険係で証明書の交付申請を行ってください。
介護保険自己負担額については ☎高齢者支援課 介護保険係 ☎ 63-1418	【介護保険自己負担証明書の交付申請に必要なもの】 ①印鑑（認印可） ②預金通帳 ③医療保険の被保険者証 ④介護保険の被保険者証

## 介護保険高額介護（介護予防）サービス費の申請

☎高齢者支援課介護保険係  
☎ 63-1418

介護保険高額介護（介護予防）サービス費とは、介護サービスを利用して支払った 1 割（または 2 割）の自己負担額のうち、個人の限度額（月単位）を超えた金額が支給される制度です。介護保険要介護認定の結果通知を送るときに、申請のお知らせ（ピンク色）を同封しています。申請をしていない人は早めに申請してください。

- 申請に必要なもの  
①印鑑（認印でも可）  
②預金通帳  
③介護保険の被保険者証